

西九州大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

西九州大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神・教育理念に基づき、使命・目的及び学部・学科・学環、大学院研究科・専攻の教育目的を平易で簡潔な文章で定め、ホームページ、学生便覧に掲載するとともに教職員にはFD(Faculty Development)研修会等で周知を図っている。中長期的な計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神を反映し、策定している。「世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物」の養成を目指し、5学部7学科1学環、1研究科、図書館、幼稚園、保育園等の附属施設を設置し、有用な人材の輩出と地域の活性化に資するため地域社会と連携した教育研究活動を展開している。

「基準2. 学生」について

教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを大学、学部・学科・学環、研究科・専攻単位で定め、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を適正に実施している。収容定員充足率の低い学科があるが、令和6(2024)年度に「デジタル社会共創学環」の設置によって一部学科の定員を見直し、入学定員の確保に努めている。教職協働による相談・助言する体制及び保健室・学生相談室を整えるほか、TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)制度等による学修支援、大学独自の奨学金制度を設け、学生生活全般を支援している。教育課程内外の教育、ボランティア活動、インターンシップ等を継続的に実施し、学生のキャリアへの支援をしている。三つのキャンパスを有し、講義室・演習室・実習室、図書館、食堂等の学修環境を整備し、適切に管理・運用している。

〈優れた点〉

○ダイバーシティセンターを開設し、障がいのある学生、留学生、性的多様性を持つ学生の支援を充実させていることは、評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを大学、学部・学科・学環、研究科・専攻ごとに定め、学生便覧やホームページ等で周知し、体系的な教育課程を編成している。成績評価基準に沿った成績評価方法をシラバスに記載し、それに基づき成績評価を行い、卒業・修了についても基準を定め、厳正に実施している。FD研修会等の開催により、授業方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。授

業評価アンケート、卒業生の就職先へのアンケート、満足度調査等の各種の調査、学生ポートフォリオ等の多様な尺度・指標に基づいて学修成果を点検・評価し、教育内容・方法及び学修指導の改善に生かしている。

「基準4. 教員・職員」について

学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう規則を設け、教学マネジメント体制を構築し、三つのキャンパスにそれぞれ副学長を置くほか、学長を補佐する体制を整備している。教授会は、規則に基づき運営されており、教学マネジメント遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を定めている。学部・研究科に必要な教員を配置し、採用・昇任等は規則にのっとり、適切に実施している。FD・SD(Staff Development)活動は、委員会を中心として企画・運営、研修会の実施、研修後の見直し等を行い、組織的なFD・SD活動を継続的に実施している。研究環境の整備及び研究費を適切に管理・運営し、研究環境の整備と支援を実施している。研究倫理及び研究活動の不正行為防止等に関する規則により、研究倫理の遵守、研究不正の防止を図っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法令を遵守し、法人の管理運営、組織倫理及び情報公開に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持し、情報公開を行っている。中期計画、各年度の事業計画及びアクションプログラムを策定し、実施・総括し、使命・目的の実現への継続的な努力をしている。環境保全に取り組むほか、人権への配慮、危機管理の体制を整備し、実施している。寄附行為に基づき理事会・評議員会を適切に運営し、理事・評議員及び監事の選任についても定めにとり適切に実施している。中期計画をもとに、毎年度の事業計画を策定し、予算編成を行い、適切に予算管理を行うことにより、健全な財政運営を行っている。会計処理は、会計基準及び規則に基づき、適切に処理している。監事は、業務の遂行や財務状況等を適切に監査している。

「基準6. 内部質保証」について

大学学則・大学院学則に自己点検・評価の実施を定め、規則により点検・評価に関する委員会等を設け、内部質保証の体制を構築している。点検・評価運営委員会は、年度ごとにアクションプログラムの総括と計画を点検・評価し、「自己点検評価報告書」を作成し、ホームページで公表している。IR室は、各部署と連携をしながら、教育研究、財務・経営等に関するデータを収集・分析し、その結果を学科・委員会等に報告している。大学の課題は、学科・委員会、教授会、学部長会議等で審議し、教育研究の改善につなげ、PDCAサイクルを確立している。学生本位、地域社会のニーズに応える大学の実現を目指し、自己点検・評価の効率化や組織改革を図り、内部質保証の一層の充実に向けた改革に取り組んでいる。

総じて、大学は建学の精神に基づき、有用な人材の輩出と地域の活性化に資するため地域社会と連携した教育研究活動を展開している。教職協働で学生を支援する体制を整え、多様な学生への支援体制の充実を図っている。中期計画に基づいた年度のアクションプロ

グラムの総括を行い、多様な調査の実施及び教職協働で学生の意見をくみ上げることによって、教育研究及び学修環境の改善に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域大学としての教育研究活動」「基準 B.デジタル社会共創学環立ち上げ準備」「基準 C.大学院の充実」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 高大接続教育の充実について

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神・教育理念に基づき、大学学則・大学院学則に大学の使命・目的及び学部・学科・学環及び大学院研究科・専攻の教育目的を平易で簡潔な文章で定めている。

社会情勢等に対応するため、使命・目的等を適宜見直し、「世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物」の養成を目指し、社会に有用な人材の輩出と、地域の活性化に資するために、地域自治体、地域産業界、地域社会と連携した教育研究活動を展開している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、建学の精神及び理念に基づいており、各委員会、教授会、学部長会議及び常任理事会、理事会の審議を経て策定している。ホームページ、学生便覧を通じて使命・目的、教育目的等を周知し、教職員には FD 研修等の機会に周知徹底を図っている。

中長期的な計画及び三つのポリシーは、建学の精神及び教育理念を反映し、策定している。地域社会の要望や社会の変化に応じて改組転換を行い、5 学部 7 学科 1 学環 1 研究科、図書館、幼稚園、保育園、各種センター等の附属施設を設置し、教育研究を展開する体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学、学部・学科・学環、研究科・専攻単位で定め、ホームページ、学生募集要項及び学生便覧で周知している。入試・広報委員会及び教授会で入試方法や入試内容について検討し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。

入試区分ごとの GPA(Grade Point Average)や退学・入学者の状況、入学後の担任との面談等を通して、アドミッション・ポリシーによる入学者受入れの適否を検証している。

収容定員充足率の低い学科があるが、健康栄養学部健康栄養学科と健康福祉学部社会福祉学科の定員の一部を令和 6(2024)年度に設置したデジタル社会共創学環へ移行したことで入学定員充足率は改善している。令和 7(2025)年度にはリハビリテーション学部リハビリテーション学科などの定員減、令和 9(2027)年度にはデジタル社会共創学環を新学部「健康データ科学部（仮称）」に移行する計画があり、継続的な改革により入学定員の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○健康福祉学部社会福祉学科について、収容定員充足率は 0.7 倍未満であるため、更なる改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援の体制を整備し、適切に運営している。新入生オリエンテーションや2～4年生対象の年度始めのオリエンテーションは、教務課、学生支援課、各学科が役割分担を明確にして計画的に実施しており、欠席が続く学生の情報共有や指導・支援も事務職員と教員が連携して行っている。

学生の学修支援を目的とした TA、SA、ピアサポーター制度を整備し、適切に運用している。障がいのある学生、留学生、性的多様性を持つ学生への支援にも力を入れている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、ホームページで公開するとともに研究室のドアに掲示することで、学生に周知している。

〈優れた点〉

○ダイバーシティセンターを開設し、障がいのある学生、留学生、性的多様性を持つ学生の支援を充実させていることは、評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じてキャリア教育のための支援体制を整備している。教育課程内では、「あすなろう（初年次教育含）」「あすなろうⅡ応用（地域課題）」「あすなろうⅢ地域協働（インターンシップ）」を開講し、ボランティア活動、インターンシップ、「体験型学修（問題解決学修（PBL）」）を継続的に行うことを通じて、キャリア形成を支援している。

教育課程外でも、各学科での就職ガイダンスや就職説明会の実施やインターンシップの紹介を行い、学生のキャリア形成を支援している。

学生支援課担当スタッフや学科教員は随時学生の相談に当たっており、学生の就職・進学に対する相談・助言体制を整備して適切に運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、各キャンパスに学生支援課、学生相談室、保健室を置き、学生支援委員会の定例開催、国際交流センターの設置、ハラスメント相談員の配置と合わせて学生生活の安定を支援している。

担任、チューター、ゼミ教員、担当教員などの立場の教員が、少人数単位で学生生活の全般について学生からの相談を受けたり指導を行ったりして、学生生活をきめ細かくサポートしている。

学友会費を適切に活用して課外活動の支援も行っている。日本学生支援機構奨学金に加えて大学独自の奨学金制度を設けており、経済的支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

各キャンパスにおいて、教育目的達成のために必要な施設・設備を適切に整備し有効に活用している。各キャンパスに図書館・分館を設置し、開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。情報処理施設・設備も各キャンパスに設置し、講義時間外には学生が自由に利用できる環境を提供している。演習室や実習室も空き時間に開放するなど有効活用している。

授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられる人数を教授会で検討し適切に管理している。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を図るための整備を計画的に実施している。耐震工事を完了し、三つのキャンパスの全ての建物で耐震基準を満たしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全てのキャンパスで学生の目に付きやすい場所に提案箱を置くほか、ポータルサイトのコンテンツとして投書箱を設定している。また、担任やゼミ担当教員が定期的に学生面談を行い、学生生活全般に関する要望や相談を受けている。

心身に関する健康相談は保健管理センター及び学生相談室で受けている。

学生生活実態調査、卒業時満足度調査、学長と卒業予定者との懇談も行っており、学修支援・学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを構築している。

寄せられた提案や意見、調査により抽出された課題は、関連する部署、学生支援委員会、教授会で検討しており、学修支援体制、学生生活、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを 4 要素に分節化し、更にこれらに分節化することにより大学が卒業生に求める資質能力を明示し、学生便覧やホームページ等で周知している。

学則等に定めた成績評価基準に沿った成績評価方法をシラバスに記載している。大学で統一した進級基準は定めていないが、卒業研究等の履修等に関する内規を学科・学環ごとに設けている。卒業・修了については、学則に定める単位数に加え、卒業では GPA 値、修了では論文審査及び最終発表を要件としている。これらの基準は、学生便覧等により周知された上で、厳正に適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを作成することにより一貫性を確保した体系的な教育課程を編成し、ホームページや学生便覧等により周知するとともに、学期始めのオリエンテーションにおいて学生に説明している。

全学的なシラバスチェック体制を構築し、適切なシラバス作成に努めている。

教養教育は、建学の精神、教育理念、地域貢献の要素を組込んだ「あすなろう」科目を展開するなどの独自性が見られる。

シラバスに当該授業で採用する学修方法を記載するなどし、授業の狙いに即した多様な方法を採用して教授方法を工夫している。

全学 FD 研修会を開催するなど、授業方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

〈参考意見〉

○子ども学部心理カウンセリング学科を除く全ての学科で1年間に履修登録できる上限が50単位に設定されているため、学修時間確保のための施策が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「学修成果証明書」により、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。国家資格などの取得状況、卒業生の就職先へのアンケート、卒業時満足度調査、学長と卒業予定者との懇談会、学生による授業評価アンケート、学生カルテ・ポートフォリオ、学生生活実態調査、学生学修実態調査など、多様な尺度・指標に基づいて学修成果を点検・評価している。

学修成果の点検・評価結果を共有するなどして、教育内容・方法及び学修指導の改善に

フィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を「管理運営規則」等に基づき整備している。また、使命・目的の達成のため、教学マネジメント体制を構築し、大学の意思決定の権限と責任を明確にするよう規則等を整備している。権限を適切に分散化させるため、副学長を 3 人置き、三つのキャンパスをそれぞれの副学長が担当するとともに、それぞれの役割を「教員人事・学生支援」「教育・入試・広報」「研究・地域連携・国際交流」として明確にしている。教授会については、学則により位置付け及び役割を明確にし、学長が意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定めて運営している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「事務局事務分掌規程」により役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任等については、教員人事の方針に基づき、「教員選考規程」「専任教員資格審査基準」、各学部の教員資格審査基準細則などの規則を定め、公募による教員の採用を原則とし、適切に運用している。FD 活動については、FD 委員会を中心として FD 研修会の実施や FD

研修会後のアンケート結果による研修会の見直しをするなど組織的に行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会を教職員の業務につながる研修及び必要なスキル養成の研修であることを念頭に置き、さまざまなテーマの中から企画し、定期的に適切な内容にて実施している。SD を通して、大学の現状や全教職員が大学の目指す教育を実現するための方針等の情報を共有し、大学の将来構想と教職員の果たすべき役割などの共通理解を重ねている。産学官連携はじめ、それに基づく活動についても、学内外の講師により研修が行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、原則、教授、准教授、講師及び助教の教員一人につき一つの研究室を用意し、また学科ごとの総合研究室を整備し、研究に必要な施設・設備等を適切に管理運営している。大学院生には、大学院自習室を整備している。

研究倫理に関しては、「研究活動に係る行動規範」等を定め、厳正に運用している。研究活動の不正行為防止については、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」を整備し、不正行為の防止を図っている。また、研究活動に必要な研究費の適切な配分を行うとともに、人的支援として専任職員が外部資金の獲得及び受入れ支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守し、「管理運営規則」、就業規則等の管理運営及び組織倫理に係る諸規則を整備しているほか、「公益通報等に関する規程」を定め、経営の規律と誠実性を維持している。また、法令で定められている情報公表については、学校教育法施行規則、私立学校法及びガバナンス・コードに基づき、適切に行っている。学校法人の使命・目的等を実現するため、中期計画や各年度の事業計画を定めるとともに、計画を遂行するためのアクションプログラムの作成とその総括を実施し、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。環境保全に取り組むほか、「ハラスメント防止規程」などを整備し、人権への配慮にも努めている。また、「危機管理基本マニュアル」を作成し危機管理の体制を整備し避難・防災訓練などを実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するための意思決定組織として、寄附行為に基づき理事会を設置するとともに、常任理事会を置き「常任理事会規則」に基づき運営している。また、常任理事会のもとに運営協議会を置き「運営協議会規則」により法人全体の将来計画や重要事項についての協議・検討を行うなど、意思決定ができる体制を整備している。寄附行為に基づき、適切に理事の選任を行っている。理事会を定期的開催し、適切な運営を行うとともに法令等で定める事項及び法人の業務に関する重要な事項について審議しており、円滑な意思決定が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備し、意思決定において法人全体の管理運営機関として、理事会及び評議員会を設置している。また、法人に運営協議会を置き、学部長や学科長、事務局長、教学部門の執行責任者などが出席し、教職員の意見を反映する場として機能するとともに、法人と大学の管理運営機関の間で円滑な意思疎通と連携が図られている。監事及び評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。監事の理事会、評議員会などへの出席状況や業務の遂行については適切に行われ、業務監査において中期計画の進捗状況や教学に関する監査を行うなど、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。評議員の評議員会への出席状況は良好であり、評議員会は適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年 5 月に「第 5 次中期目標・中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」を策定し、学部・学科等の改編・新設により定員充足率の向上に努め、学生生徒等納付金の安定確保を図るとともに、私立大学等経常費補助金や競争的資金などの外部資金獲得に取り組んでいる。また、新学部の設置や老朽化した校舎の建替えなど、キャンパス整備を計画的に推進し、引当特定資産の積増しにより運用益を確保しながら、整備に要する資金を計画的に積立てている。また、「第 5 次中期目標・中期計画」に基づき、種々の外的要因等を踏まえ、毎年度、事業計画を策定し、それに沿った予算編成を行うとともに、適切に予算管理を行うことにより、健全な財政運営に努めている。法人全体の基本金組入前当年度収支差額は常に収入超過を維持し、各種引当特定資産を計画的に積立てて、収入と支出のバランスを保持しながら、安定した財務基盤を確立している。外部資金の獲得のため、会議体での協議や FD・SD 研修会の開催等を通じて必要な対策を講じている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、経理規程等に基づき行っており、日々の会計処理で疑義が生じた場合には、監査法人等に照会し、指導・助言を仰ぎながら、適切に処理してい

る。また、予算変更が生じる場合は、寄附行為に基づき適正に補正予算を編成している。

監査契約に基づく監査法人による会計監査では、監査計画の立案、内部統制の整備・運用状況、期末残高、当期計上額、計算書類について監査を行い、監査終了後には講評の時間を設け、理事長・学長や幹部教職員とともに会計担当職員も同席し、指摘事項等を聴取している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則・大学院学則に自己点検・評価の実施を定め、学長のもとに学部長会議、点検・評価運営委員会及び企画委員会を置き、内部質保証を実施する体制をとっている。点検・評価運営委員会では、年度ごとアクションプログラムの総括と報告書の作成及び「自己点検評価報告書」の作成を担い、企画委員会は、学部・学科・研究科、委員会・図書館・事務局からの自己点検・評価した課題を審議し、最終的に学部長会議で審議する体制で、内部質保証を展開している。今後は、全学的な内部質保証の充実と外部評価委員会の設置を含め、内部質保証の体制強化を図る計画である。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を更に充実させ、委員会や組織の役割を明確にすることが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から毎年、学部・学科、各委員会、図書館、各種センター、事務局等がアクションプログラムの総括として、24 項目にわたる自己点検・評価を行い、その結果を

「自己点検評価報告書」としてまとめ、ホームページで公開している。

IR室に係る規則を定め、教育、研究、財務・経営等に関する情報収集、分析、整理を行い、学部・学科、委員会、部署等に報告・審議することによって、教育や学生支援の改善に生かしている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、各種調査及びアクションプログラムの総括を行い次年度の計画に反映する体制で、大学全体で状況及び課題を共有し、教育研究の質の改善に取り組んでいる。教学マネジメントについては、各課及びIR室の情報収集・分析に加えて、教職員が実施している学生の面談等から得られる情報を学部・学科、委員会、部署で審議し、最終的には企画委員会及び学部長会議で審議することで、三つのポリシーを起点とした内部質保証を展開している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域大学としての教育研究活動

A-1. 地域連携・社会貢献

A-1-① 地域大学宣言と地域連携 連携の実績 自治体数 企業数 学内体制・施設整備

A-1-② 大学間連携と高大連携

【概評】

平成 25(2013)年に発出した「地域大学宣言」に基づき、地域自治体、地域産業界及び地域社会と連携した多様な教育研究活動を展開している。令和 6(2024)年 10 月 1 日までに締結された連携協定は 74、令和 6(2024)年度に入ってから 8 団体と協定を締結するなど、地域からの要望が高いことがうかがえる。

協定締結先の自治体や企業等には、学生のインターンシップやボランティア活動の受入れに加え、就職支援に対しても協力を得ている。

また、佐賀県内の高等学校 8 校との連携では、各学科などによる高大接続科目の提供、大学見学・交流事業の実施など、高校生の進路研究に資する取組みを継続的に行っている。

加えて、「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」「大学コンソーシアム佐賀」に加盟し、連携して活動に取り組んでいる。このほかに、長崎国際大学、佐

賀大学とは個別に包括的連携協力の協定を締結しており、周辺大学と連携しながらさまざまな取組みを行っている。

基準B. デジタル社会共創学環立ち上げ準備

B-1. デジタル人材の育成

B-1-① デジタル人材育成への貢献並びに大学の機能強化

【概評】

大学が置かれた競争環境の変化、文部科学省が打出す内容、これまで大学が行ってきた教育研究内容を踏まえながら審議を重ね、また学内の理解を得ることを通して、ITの発達や多様な価値観の存在する予測不可能な社会の出現にあって活躍できる人材、つまり、コミュニケーション能力が高く、優れたIT能力を身に付けた人材を育成する「デジタル社会共創学環」を開設している。

国の「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」を活用し、「デジタル社会共創学環」を学部として独立させ、大学が創設以来培ってきた研究分野の教育・研究の財産とITを結び付けた「健康データ科学部（仮称）」の開設を計画することにより、デジタル人材の育成に更なる貢献をしようとしている。

これらの改革は、資格や免許取得中心の教育に対して社会のニーズに呼応する教育の編入、文系中心の学部構成への理系学部の参入、学科中心から大学中心への教員意識の転換、幅広い学びを経た人材育成のための副専攻制度の創設、エフォート意識の拡大による教員の働き方改革となり、大学の機能強化に向けた取組みとなっている。

基準C. 大学院の充実

C-1. 地方の小規模大学における大学院教育の充実

C-1-① 地方の小規模大学における大学院教育の充実と国際貢献

【概評】

「地域大学宣言」に基づき、地方公共団体や企業等との連携による地方活性化、将来に向けた地方人材育成への貢献を推進するために、大学院における研究力の向上及び高度専門職業人育成の強化を図ろうとしている。

狭い専門性を極めた高度専門職業人の育成よりも、近隣の学問分野を融合した知識・技能を身に付けた高度専門職業人の育成が必要になるという認識のもと、大学院の骨組みを修正している。全学科の上に修士課程又は博士課程前期と博士課程後期を置くことにより、高度専門職業人育成機能の強化を図っている。修士課程・博士課程前期と博士課程後期のつながりを明確にすることにより、博士課程後期への進学者の増加を目指している。

加えて、大学院への留学生の受入れを積極的に行い、修得した知識・技能を用いて母国や日本で活躍することを通して国際貢献に寄与しようとしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

高大接続教育の充実について

近年、高等教育の高まりと広がりを受けて高等学校と大学の教育の接続を円滑にしようという動きが活発である。この動きの一つは大学に入学した直後の教育（一般に初年次教育と呼ばれる教育）の実施である。この教育は、教育理念を初めとして、大学の教育方法や学生支援体制などを具体的に紹介し、学生の大学への愛着心を掻き立てるとともにスムーズにキャンパスライフが展開できるような内容を持った科目やディプロマポリシーの達成に向けた基盤力を養う科目などで構成されている。本学においても初年次教育科目「あすなろう」を、平成21年度から開設した。地域でのボランティア活動を核に学生主体の授業は、文部科学省の大学生の就業力育成支援事業に選定され、大学を挙げて推進している。

高大接続の円滑化に関するもう一つの動きは、高校時代に大学の授業やキャンパスライフを体験させようという試みである。高校生に大学を開放したり、高校生を大学の授業に招待したりと様々な形で展開されている。佐賀県で唯一の私立総合大学である本学は、地元の高等学校から高校生に「大学とはどういうものか」を理解させたいとの要望が強く寄せられ、平成21年12月に佐賀清和高等学校と高大連携に関する協定を結び、土曜日に大学を開放するとともに各学科の授業を受けてもらう試みを始めた。この授業は「ポルタ」と呼ばれ、今年度で15年目を迎えている。「ポルタ」の日は、佐賀清和高校の2年生の約200名が本学の3キャンパスに分かれて来られ、大学の説明を受けた後、各学科の学生に引率されて授業を受けるとともに校舎内の施設の見学を行う。そして、教員や在学生と懇談して、大学の雰囲気を感じることになる。

上述の前段の授業の更なる充実を図ろうとしていた矢先にコロナ禍に遭遇し、地域ボランティア活動を休止せざるを得なくなった。そこで、高大接続の他の手立てとして、「生徒に大学の授業を」との高等学校側の要望を生かす方向での検討が、教務部長を中心として始まった。これは、18歳人口が減少する中で、本学は地域と一体化した学びや研究を行う大学への進化が必要であるとの考え、さらには、そのためにはできるだけ早い段階から本学を知ってもらった方が良いとの考えによるものである。その基本には、平成25年に行った「地域大学宣言」がある。また、本学も地域の高校生の育成に一定の役割を果たすべきとの考えも加わり、要望のある地域の高等学校と連携協定を結び、高大接続を充実することにした。年1回の協議会を持ち、高等学校との意見を交換するとともに、その高等学校の卒業生の大学での成長ぶりを知ってもらう機会を設けた。この協議会の席上、「高校生が大学の授業を受け、入学後はそれを大学の単位として認める」との案を出したところ、高等学校側は、もろ手を挙げて賛同された。この結果、高等学校在籍中に大学の単位を修得し、本学に入学してからはその単位を大学の共通教育単位とするシステムが出来上がった。大学から提供する科目は、高大接続科目とし、全学科を網羅している。この制度を生かして、令和5年度には看護学科が提供した「看護へのとびら」を26人が受けられ、そのうちの高校3年生の4人が令和6年度に本学に入学し、共通教育の単位として登録している。このように、高校時代から自分の夢に向かっての歩みが可能となる教育システムを高等学校と一緒に作ることができた。これは、上述の高大接続の円滑化の後段の部分を推進する力強い一歩である。令和6年度は、より充実した形で展開される。

【資料 V-1】 ~ 【資料 V-8】